市府民税、軽自動車税（ミニバイクなど）、償却資産の申告など　☎072-958-1111

◆市・府民税の申告　令和２年度の申告受付を行います。郵送による提出も可能です。

［受付］３月16日㈪まで　※㈯㈰を除く　9:30～12:00、13:00～16:30
［会場］市役所本館１階ロビー　［郵送先］〒583-8585　誉田4-1-1　税務課市民税担当 宛

①申告に必要な書類などを必ずご持参ください。（例）給与・年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明書等
②医療費の申告をされる方は合計額計算および明細書のご準備をお願いします。
※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園および幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。
また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。
※ご自身で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本館１階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

≪申告が必要な方≫

本市在住（令和２年１月１日現在）で、前年中に所得があり、税務署の確定申告書の提出義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方は、市・府民税申告が必要です。

（例）・２カ所以上から給与の支払いを受けていた方。
・公的年金受給者で年金以外に収入がある方や各種控除を受けようとする方。

※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分（ワンストップを含む）も併せて申告する必要があります。

≪市ウェブサイトより個人住民税の市・府民税申告書が作成できます≫

作成された申告書に必要事項を補記し、必要書類とあわせ郵送または持参いただくと、市・府民税申告を行うことができます。申告を行われる方はご利用ください。
※詳細は［羽曳野市税額シミュレーション］で検索。

≪上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択≫

源泉徴収口座内で配当および譲渡所得のあった方は、確定申告書とは別に市・府民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度・総合課税・分離課税）を選択できます。

（例）所得税は総合課税、市・府民税は申告不要制度

【問合せ】税務課 市民税担当（内線1580･1520･1530）

◆ミニバイクなどの異動申告

軽自動車税は、４月１日現在登録されている所有者（使用者）に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出するときは手続きをしてください。（４月２日以降に廃車や譲渡された場合は令和２年度の軽自動車税がかかります。）なお、窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは３月中旬までにお済ませください。
※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を提出し、あわせて市役所税務課にも届け出てください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車（ミニバイク）	市役所税務課（８番窓口）	申告済証・ナンバープレート・印鑑（名義変更の場合、新・旧）・届出（来庁）者の本人確認書類（免許証など）・委任状（同一世帯員以外が申請する場合）
軽二輪小型二輪など	近畿運輸局 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地）☎050-5540-2060	検査証または届出済証・ナンバープレート・印鑑・住民票・自賠責保険証明書など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）
軽自動車	軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町1-13-3）☎050-3816-1842	検査証・ナンバープレート・印鑑・住民票など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）

※一部の三輪・四輪の軽自動車は、令和２年度から税率が変わる場合があります（重課など）。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

【問合せ】税務課 総務担当（内線1570･1571）

市税の催告書を送付します

市税が滞納になっている方に対し、３月中旬に催告書を送付します。納付がまだお済みでない方は、催告書が届きましたら同封する納付書ですみやかに納付をお願いします。また、事情により一括納付できない場合は、税務課納税担当まで納税相談をしてください。

◆市税催告コールセンター業務

市税（市・府民税（普通徴収・特別徴収）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税）の納期限から一定期間を過ぎても納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行います。

［業務時間］●㈪～㈮ 9:00～17:30
●第２・３㈫㈭ 9:00～20:00　●第３㈰ 9:00～17:30
※３月追加実施日：第１㈫夜間コールセンターを実施します。
※㈯、上記以外の㈰㈷年末年始の市役所閉庁日は業務を行いません。

≪振り込め詐欺など不審電話にご注意！≫

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATMの操作を求めることは一切ありません。

◆市税の滞納処分を強化しています

市税の滞納は、期限内に納税している多くの市民との公平性を欠き、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。

納期限を過ぎ、督促状を送付後も未納または納付相談のない方に対しては、調査を行い、滞納処分（給与、預金、生命保険、不動産などの差押）による市税の徴収を強化しています。

また、長期・高額の滞納事案などは「大阪府域地方税徴収機構」へ引き継ぎ、滞納整理を行っています。

滞納処分による換価実績（平成31年４月～令和元年12月）

財産の種類	換価による税収額	
給与、預金、保険など	本　税	27,600,413円
	督促手数料	52,905円
	延滞金	3,072,022円
	合　計	30,725,340円

【問合せ】税務課 納税担当（内線1440･1450）